

国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関する省令の規定に基づく
経済産業大臣の証明に係る基準等（抄）
（令和二年経済産業省告示第八十五号）

制定 令和 2 年 4 月 1 日
令和 2 年経済産業省告示第 85 号
最終改正 令和 6 年 3 月 30 日
令和 6 年経済産業省告示第 64 号

（目的）

第一 この告示は、国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関する省令（令和二年経済産業省令第三十六号。以下「省令」という。）第四条第一項から第四項までの規定に基づく経済産業大臣の証明に当たって、当該証明の交付に係る必要な事項を定めるものである。

（用語）

第二 この告示において使用する用語は、産業競争力強化法（以下「法」という。）及び省令において使用する用語の例による。

（経営資源活用共同化推進事業者）

第三 省令第二条第一項に規定する株式会社に類する者として経済産業大臣が告示で定める者は、次の各号に掲げるものいう。

- 一 相互会社
- 二 中小企業等協同組合
- 三 農林中央金庫
- 四 信用金庫及び信用金庫連合会

2 省令第三条第一項第一号に規定する経営資源活用共同化推進事業者と特殊の関係のある組合として経済産業大臣が告示で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 投資事業有限責任組合のうち、一の経営資源活用共同化推進事業者による出資の金額（当該経営資源活用共同化推進事業者が他の投資事業有限責任組合を通じて行う出資の金額を除く。以下この項において同じ。）の当該投資事業有限責任組合の総組合員による出資の金額の総額に占める割合が百分の五十を超えるものであって、当該経営資源活用共同化推進事業者が有する他の会社の株式の総数又は出資の金額の合計額が当該他の会社の発行済株式又は出資（その会社が有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額の百分の百に相当する場合における当該他の会社が当該投資事業有限責任組合の無限責任組合員であるもの
- 二 投資事業有限責任組合のうち、一の経営資源活用共同化推進事業者による出資の金額の当該組合の総組合員による出資の金額の総額に占める割合が百分の五十を超えるものであって、当該経営資源活用共同化推進事業者が当該組合の唯一の有限責任組合員であるもの
- 三 民法組合（民法（明治二十九年法律第八十九号）第六百六十七条第一項に規定する組合契約で会社に対する投資事業を営むことを約するものによって設立する組合をいう。）のうち、一の経営資源活用共同化推進連携者による出資の金額の合計の当該組合の総組合員による出資の金額の総額に占める割合が百分の五十を超えるもの

(純投資目的に該当するものその他の株式投資)

第四 省令第三条第一項第一号に規定する純投資目的に該当するものその他の株式投資として経済産業大臣が告示で定めるものとは、特別新事業開拓事業者の将来における成長発展を図るための株式投資ではなく、専ら次のいずれかを目的とするような株式投資をいう。

- 一 株式の価値の変動によって利益を受けること
- 二 株式に係る配当を受けること
- 三 専らデリバティブ取引(金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第二十項に規定するデリバティブ取引をいう。)を行っている特別新事業開拓事業者から、デリバティブ取引による利益を得ること
- 四 特別新事業開拓事業者に不動産を賃貸し、その特別新事業開拓事業者が更にその不動産を賃貸している場合であって、その特別新事業開拓事業者から賃貸料を受けること
- 五 特別新事業開拓事業者に動産をリースし、その特別新事業開拓事業者が更にその動産をリースしている場合であって、その特別新事業開拓事業者からリース料を受けること

(証明に係る基準)

第五 省令第四条第一項に規定する経済産業大臣が告示で定める基準は、次の各号に掲げる事項とする。

- 一 経営資源活用共同化推進事業者による特別新事業開拓事業者の株式の取得が、省令第三条第一項第一号又は第二号並びに第三号及び第四号に掲げる事項の実施を伴うものであること(次のいずれかに該当する場合を除く。)
 - イ 当該経営資源活用共同化推進事業者が、令和五年四月一日以後の省令第三条第一項第一号の事業活動による特別新事業開拓事業者の株式の取得に関して省令第四条第一項の規定に基づく経済産業大臣の証明を受けた後において省令第三条第一項第二号の事業活動による当該特別新事業開拓事業者の株式の取得をする場合
 - ロ 当該経営資源活用共同化推進事業者が、総株主の議決権の百分の五十を超える議決権を有する特別新事業開拓事業者に対して省令第三条第一項第一号の事業活動による株式の取得をする場合
 - ハ 当該経営資源活用共同化推進事業者が、省令第三条第一項第一号の事業活動による特別新事業開拓事業者の株式の取得に関して省令第四条第一項の規定に基づく経済産業大臣の証明を受けた後において同号の事業活動による当該特別新事業開拓事業者の株式の取得をする場合(当該取得により当該特別新事業開拓事業者の総株主の議決権の百分の五十を超える議決権を有することとなる場合を除く。)
- 二 経営資源活用共同化推進事業者が省令第三条第一項第三号の特定事業活動を行う場合であって、同号に規定する特別新事業開拓事業者の経営資源が、当該経営資源活用共同化推進事業者が十分に有するものでなく、当該特定事業活動における高い生産性が見込まれる事業を行うこと又は新たな事業の開拓を行うことに資するものであること
- 三 経営資源活用共同化推進事業者が行う前号の特定事業活動が、特別新事業開拓事業者に対して資料又は情報の提供その他の必要な協力を伴う場合であって、当該協力が当該特別新事業開拓事業者の成長に貢献するものであること
- 四 経営資源活用共同化推進事業者による特別新事業開拓事業者の株式の取得が、省令第三条第一項第二号に掲げる事項の実施を伴うものである場合には、次のいずれにも該当するものであること(当該経営資源活用共同化推進事業者が、当該特別新事業開拓事業者の成長発展の状況に関して省令第四条第三項の規定に基づく経済産業大臣の証明を受けた場合を除く。)

イ 当該株式の取得の時ににおいて当該特別新事業開拓事業者が営んでいた事業を引き続き営んでいること

ロ 当該株式の取得の後において当該特別新事業開拓事業者が他の者の事業の全部又は一部を譲り受けたことがないこと

2 省令第四条第三項に規定する経済産業大臣が告示で定める基準は、経営資源活用共同化推進事業者による特別新事業開拓事業者の株式の取得が、省令第三条第一項第二号に掲げる事項の実施を伴うものであって、当該株式を取得した日から同日以後五年を経過する日までの期間内の日を含む当該特別新事業開拓事業者のいずれかの事業年度の確定した決算において、次の各号のいずれかの要件に該当するものであることとする。

一 売上高の額が三十三億円以上であり、かつ、当該売上高の額が省令第三条第一項第二号の株式を取得した日の直前の当該特別新事業開拓事業者の事業年度の確定した決算（以下「基準年度の決算」という。）における売上高の額に一・七を乗じて得た額以上であること

二 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める要件に該当すること

イ 基準年度の決算において、売上高の額が十億円以下であり、かつ、研究開発費の額に減価償却費の額を加えた額の当該売上高の額に対する割合が百分の五以上である場合 売上高の額が一億五千万円以上であり、当該売上高の額が基準年度の決算における売上高の額に一・一を乗じて得た額以上であり、かつ、次に掲げるいずれかの要件に該当すること

(1) 研究開発費の額が四億六千万円以上であり、かつ、当該研究開発費の額が基準年度の決算における研究開発費の額に一・九を乗じて得た額以上であること

(2) 減価償却費の額が七千万円以上であり、かつ、当該減価償却費の額が基準年度の決算における減価償却費に三を乗じて得た額以上であること

ロ 基準年度の決算（営業損失を生じているものに限る。）において、売上高の額が四億二千万円以下であり、かつ、研究開発費の額の当該売上高の額に対する割合が百分の十以上である場合 研究開発費の額が六億五千万円以上であり、当該研究開発費の額が基準年度の決算における研究開発費の額に二・四を乗じて得た額以上であり、かつ、研究開発費の額から基準年度の決算における研究開発費の額を減算した額が省令第三条第一項第二号の事業活動により取得した当該特別新事業開拓事業者の株式の額の百分の十五以上であること

3 省令第四条第四項に規定する経済産業大臣が告示で定める基準は、次の各号に掲げる事項とする。

一 省令第三条第一項第七号の研究開発が、特定事業活動を行う者が研究開発型新事業開拓事業者の経営資源を活用するものであること

二 省令第三条第一項第七号の研究開発の成果が、前号の者が行う特定事業活動に資するものであること

(証明の申請)

第六 省令第四条第一項の規定により省令第三条第一項第一号又は第二号並びに第三号及び第四号に掲げる事項の実施の状況に関する経済産業大臣の証明を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、同項第一号又は第二号の事業活動により特別新事業開拓事業者の株式を取得した日を含む事業年度の末日の六十日前から三十日後までの間に、当該事業年度において当該証明を受けようとする全ての事項について、様式1による申請書（2から5までにおいて「申請書」という。）を経済産業大臣に提出しなければならない。なお、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）の趣旨を踏まえ、電子情報処理組織による申請を可とする（以下第六において同じ。）。

2 申請書の提出は、次の各号に掲げる事項を確認するため、当該各号に定める書類を添付して行わなければならない。

一 申請者が省令第二条第一項に規定する経営資源活用共同化推進事業者であること 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める書類

イ 当該申請者が省令第三条第一項第一号の事業活動について証明を受けようとする場合
様式 2

ロ 当該申請者が省令第三条第一項第二号の事業活動について証明を受けようとする場合
様式 10

二 申請者が省令第三条第一項第一号又は第二号の事業活動により取得した株式が、経済産業省関係産業競争力強化法施行規則（平成二十六年経済産業省令第一号）（以下「規則」という。）第二条第二号に規定する新事業開拓事業者（同項第二号の事業活動による株式の取得の場合は、内国法人に限る。）の株式であること 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める書類

イ 当該申請者が省令第三条第一項第一号の事業活動について証明を受けようとする場合
様式 3

ロ 当該申請者が省令第三条第一項第二号の事業活動について証明を受けようとする場合
様式 11

三 申請者が省令第三条第一項第一号の事業活動により取得した株式が資本金の額の増加に伴う払込みにより取得されたものであって、その払込みの額が同号イ又はロに掲げる金額以上であること 様式 3

四 申請者が省令第三条第一項第二号の事業活動により取得した株式が購入により取得された特別新事業開拓事業者（内国法人に限る。）の株式であって、その株式の額が五億円以上であり、かつ、その取得により当該特別新事業開拓事業者の総株主の議決権の百分の五十を超える議決権を有することとなったものであること 様式 11

五 申請者による省令第三条第一項第一号又は第二号の事業活動が、第四に規定する株式投資でないこと 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める書類

イ 当該申請者が省令第三条第一項第一号の事業活動について証明を受けようとする場合
様式 3

ロ 当該申請者が省令第三条第一項第二号の事業活動について証明を受けようとする場合
様式 11

六 申請者が省令第三条第一項第一号又は第二号の事業活動により取得した株式が同項第一号に規定する組合の組合財産である場合、当該組合が第三の2の各号のいずれかに該当するものであること 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める書類

イ 当該申請者が省令第三条第一項第一号の事業活動について証明を受けようとする場合
様式 3

ロ 当該申請者が省令第三条第一項第二号の事業活動について証明を受けようとする場合
様式 11

七 申請者による省令第三条第一項第一号又は第二号並びに第三号及び第四号に掲げる事項の実施の状況が、第五の1に規定する基準に適合するものであること 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める書類

イ 当該申請者が省令第三条第一項第一号の事業活動について証明を受けようとする場合
様式 4

ロ 当該申請者が省令第三条第一項第二号の事業活動について証明を受けようとする場合
様式 12

- 3 経済産業大臣は、申請書及び2の各号に定める書類のほか、申請者による省令第三条第一項第一号又は第二号並びに第三号及び第四号に掲げる事項の実施の状況を確認するために、申請者に対し、必要な書類の提出を求めることができる。
- 4 経済産業大臣は、申請書の提出を受けた場合において、速やかに第五の1に規定する基準に照らしてその内容を確認し、当該基準に適合するものと認めるときは、その提出を受けた日から原則として六十日以内に、様式5による証明書を交付するものとする。この場合において、当該証明書は次の各号に掲げる額について、その額以下のものについて証明するものとする。
 - 一 一の経営資源活用共同化推進事業者による、一回の払込み額の総額 五十億円
 - 二 一の経営資源活用共同化推進事業者による、一回の購入による株式の取得に係る額の総額 二百億円
 - 三 一の経営資源活用共同化推進事業者による、一事業年度当たりの株式の取得に係る額の総額 五百億円
- 5 4の規定による証明書の交付を受けた申請者は、当該証明書に記載された事項又は申請書若しくは2の各号に定める書類の内容に変更があったときは、必要に応じて、その旨を様式6により経済産業大臣に申請することができる。ただし、軽微な変更については、この限りでない。
- 6 経済産業大臣は、5の規定による変更の申請があった場合において、必要があると認めるときは、当該証明書の返還を求め、第五に規定する基準に照らして当該申請の内容を確認し、当該基準に適合するものと認めるときは、その提出を受けた日から原則として三十日以内に、様式7による変更証明通知書を交付するものとする。
- 7 経済産業大臣は、4の規定による証明書の交付を受けた申請者が、1又は5の規定による申請に際して虚偽の申請を行ったときは、当該証明を取り消し、当該証明に係る証明書の返還を求めることができる。
- 8 省令第四条第二項の規定による株式の継続保有に係る経済産業大臣の証明を受けようとする者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。
 - 一 当該継続保有に係る経済産業大臣の証明を受けようとする者が省令第三条第一項第一号の事業活動について証明を受けようとする場合 様式 8
 - 二 当該継続保有に係る経済産業大臣の証明を受けようとする者が省令第三条第一項第二号の事業活動について証明を受けようとする場合 様式 13
- 9 経済産業大臣は、8の申請書のほか、第五の1に規定する基準に適合していることに関する継続保有に係る証明を受けようとする者による省令第三条第一項第一号又は第二号並びに第三号及び第四号に掲げる事項の実施の状況を確認するために、当該基準に適合していることに関する継続保有に係る証明を受けようとする者に対し、必要な書類の提出を求めることができる。
- 10 経済産業大臣は、8の申請書の提出を受けた場合において、速やかにその内容を確認し、その提出を受けた日から原則として六十日以内に、様式9による証明書を交付するものとする。
- 11 省令第四条第三項の規定により省令第三条第一項第二号に掲げる事項並びに同号の事業活動に係る同項第三号及び第四号に掲げる事項の実施による特別新事業開拓事業者の成長発展の状

況に関する経済産業大臣の証明を受けようとする者は、様式 14 による申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

- 12 経済産業大臣は、11 の申請書のほか、第五の 2 に規定する基準に適合していることに関する証明を受けようとする者による省令第三条第一項第二号に掲げる事項並びに同号の事業活動に係る同項第三号及び第四号に掲げる事項の実施による特別新事業開拓事業者の成長発展の状況を確認するために、当該基準に適合していることに関する証明を受けようとする者に対し、必要な書類の提出を求めることができる。
- 13 経済産業大臣は、11 の申請書の提出を受けた場合において、速やかに第五の 2 に規定する基準に照らしてその内容を確認し、当該基準に適合するものと認めるときは、その提出を受けた日から原則として六十日以内に、様式 15 による証明書を交付するものとする。
- 14 省令第四条第四項の規定により省令第三条第一項第七号の研究開発の実施の状況に関する経済産業大臣の証明を受けようとする者は、同号の研究開発を実施した日を含む同号の者の事業年度（ただし、個人の場合にあつては、研究開発を実施した日を含む年とする。14 において同じ。）の末日の六十日前から三十日後までの間に、当該事業年度において当該証明を受けようとする全ての事項について、様式 18 による申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。
- 15 14 の申請書の提出は、次の各号に掲げる事項を確認するため、当該各号に定める書類を添付して行わなければならない。
- 一 14 の申請を行う者が省令第二条第三項に規定する研究開発型新事業開拓事業者であること 様式 19
 - 二 14 の申請を行う者による省令第三条第一項第七号の研究開発の実施の状況が、第五の 3 に規定する基準に適合するものであること 様式 20
- 16 経済産業大臣は、14 の申請書及び 15 の各号に定める書類のほか、第五の 3 に規定する基準に適合していることに関する経済産業大臣の証明を受けようとする者による省令第三条第一項第七号の研究開発の実施の状況を確認するために、当該基準に適合していることに関する経済産業大臣の証明を受けようとする者に対し、必要な書類の提出を求めることができる。
- 17 経済産業大臣は、14 の申請書の提出を受けた場合において、速やかに第五の 3 に規定する基準に照らしてその内容を確認し、当該基準に適合するものと認めるときは、その提出を受けた日から原則として六十日以内に、様式 21 による証明書を交付するものとする。
- 18 5 から 7 までの規定は、8、11 及び 14 に係る証明の申請について準用する。この場合において、11 に係る証明の申請について準用するときは、5 中「様式 6」とあるのは「様式 16」と、6 中「様式 7」とあるのは「様式 17」と、14 に係る証明の申請について準用するときは、5 中「様式 6」とあるのは「様式 22」と、6 中「様式 7」とあるのは「様式 23」と読み替えるものとする。

（確認的規定）

第七 この告示は、法及び省令に基づくものであり、異なる事業者の経営資源を活用し、高い生産性が見込まれる事業を行うこと又は新たな事業の開拓を行うことを図ることを目的としている。このため、省令第三条第一項第一号又は第二号並びに第三号及び第四号の場合にあつては、原則として、三年間（同項第二号の場合にあつては、五年間）にわたり特定事業活動を継続することを前提としている。なお、同項第一号又は第二号の事業活動により取得した株式を譲渡した場合や、その株式に係る配当を受けた場合などにおいては、特定事業活動を継続している場合を含めて、経済産業大臣が必要な書類を求めることがある。

※様式 1 ～23 [略]

附 則 (令和 5 年 4 月 1 日経済産業省告示第 49 号)

- 2 この告示による改正後の国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関する省令の規定に基づく経済産業大臣の証明に係る基準等の規定は、この告示の施行の日以後に取得する株式又は同日以後に実施する研究開発に係る事業活動の実施の状況に係る経済産業大臣の証明（国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関する省令の一部を改正する省令（令和五年経済産業省令第 20 号）（以下「改正省令」という。）による改正後の国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関する省令第四条各項の規定に基づく経済産業大臣の証明をいう。）について適用し、同日前に取得した株式に係る事業活動の実施の状況に係る経済産業大臣の証明（改正省令による改正前の国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関する省令第四条各項の規定に基づく経済産業大臣の証明をいう。）については、なお従前の例による。

附 則 (令和 6 年 3 月 30 日経済産業省告示第 64 号)

- 1 この告示は、令和六年四月一日から施行する。
- 2 この告示による改正後の国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関する省令の規定に基づく経済産業大臣の証明に係る基準等の規定は、この告示の施行の日以後に取得する株式に係る事業活動の実施の状況に係る経済産業大臣の証明（国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関する省令第四条第一項、第二項又は第三項の規定に基づく経済産業大臣の証明をいう。以下この項において同じ。）について適用し、同日前に取得した株式に係る事業活動の実施の状況に係る経済産業大臣の証明については、なお従前の例による。